

国民健康保険等医療費現況調査事業委託業務選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 市町がより効果的・効率的な保健事業を実施することができるよう、国保のレセプト情報、特定健診等結果データ及び介護データ等を用いた国保等の現況調査を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において効果的な保健事業の実施につなげる必要がある。そのための事業の委託先等の選定等を行う国民健康保険等医療費現況調査事業委託業務選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 国保のレセプト情報、特定健診等結果データ及び介護データ等を用いた国民健康保険等医療費現況調査事業委託業務の委託先の審査及び選定に関すること
- (2) その他医療費現況調査事業に関すること

(組織)

第3条 審査会は、委員6人で組織し、委員は次に掲げる者とする。

- (1) 香川県健康福祉部医療調整監
- (2) 香川県健康福祉部健康福祉総務課主幹（兼）課長補佐
- (3) 高松市健康福祉局国保・高齢者医療課長
- (4) 香川県後期高齢者医療広域連合事業課保健事業グループリーダー
- (5) 香川県国民健康保険団体連合会保険者支援課副主幹
- (6) 香川県健康福祉部医務国保課国民健康保険室長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和2年10月9日から令和3年3月26日までとする。

(役員)

第5条 審査会に会長を置く。会長は、香川県健康福祉部医務国保課国民健康保険室長にある者を充てる。会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

(委員会)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、香川県健康福祉部医務国保課国民健康保険室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。